

令和8年度行橋市食物アレルギー等対応補助金について

行橋市では、食物アレルギー・宗教上の理由・長期欠席等の事情により、学校給食の提供を受けることができない児童・生徒の保護者様の経済的負担を軽減するため、学校給食費相当額を給付します。

補助金の支給を受けるためには、事前に市教育委員会へ申請が必要になります。

1. 対象者

以下の条件に当てはまる児童・生徒の保護者様

- (1) 行橋市立小・中学校に在籍している。
- (2) **食物アレルギー・宗教上の理由** 食物アレルギー・宗教上の理由により、毎日、弁当を持参している。
- (3) **長期欠席等** 不登校・長期欠席等の事情により、(注) ひと月(暦月)を通して学校給食の提供を受けていない。
(給食停止の申請が必要です)
(注) ひと月(暦月)とは、月の初日から末日まで

2. 補助額

食物アレルギー・宗教上の理由

下記該当の1食単価に学校に弁当を持参した回数に乗じた額を補助します。

長期欠席等 下記該当の1食単価に、在籍クラスの給食回数に乗じた額を補助します。

小学校	中学校
317円	380円

※ 令和8年4月時点の単価です。

※ 月の途中で対象となった場合や月の途中で対象外となった場合は、算定月から除きます。

【計算例】小学1年生で4月から7月の給食回数が60回だった場合

第1期分補助額: $317円 \times 60回 = 19,020円$

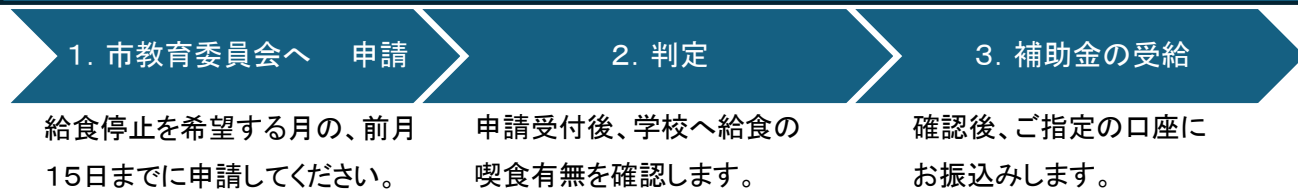
※ 原則、年3回(第1期分・第2期分・第3期分)に分けて、ご指定の口座にお振込みします。

3. 支給時期

第1期分(4～7月)	第2期分(8～12月)	第3期分(翌年1～3月)
9月頃に振込予定	翌年1～2月頃に振込予定	翌年4～5月頃に振込予定

※ 申請書の提出時期によって、振込みまでに時間を要する場合や通年分を一括で振込む場合がございます。

4. 支給までの流れ



【お問い合わせ先】

行橋市教育委員会
防災食育センター 給食管理係
TEL: 0930-28-8558

食物アレルギー等対応補助金

詳細・申請はコチラ▼

<https://ttzk.graffer.jp/city-yukuhashi/smart-apply/apply-procedure-alias/kyuushokuhisoutougakuhojo>

